

社会福祉振興助成事業における主な遵守事項について

社会福祉振興助成事業のご利用に当たっては、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（以下「助成要綱」という。）、社会福祉振興助成事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）などで定める事項を遵守していただく必要があります※。

本書は、これらの遵守していただく事項のうち、特に重要なものを整理したものです。

本書の内容を確認していただき、末尾に団体の代表者が署名・捺印のうえ、本書を助成金申請書とあわせて提出してください。

※「社会福祉振興助成事業の事務の手引き」の巻末にある「関係規程等」を必ずご一読ください。

助成対象事業の実施期間

（助成要綱第 7 条）

- 1 この助成金を受けて行う事業（以下「助成事業」という。）は、当該事業年度内に終了する必要があります。また、助成事業に係る経費の支払いもこの期間内に終了する必要があります。

助成の条件

（助成要綱第 10 条）

- 2 この助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、この助成の条件となる助成要綱第 10 条の各号を厳守する必要があります。

助成の申請

（助成要綱第 11 条）

- 3 助成対象者は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から内定の通知を受けた場合、機構が指定する期日までに助成金申請書を提出し、助成の決定を受ける必要があります。

助成の辞退

（助成要綱第 14 条）

- 4 助成対象者は、助成を辞退しようとするときは、その旨を機構に届け出る必要があります。

機構の調査・監査など

（助成要綱第 13 条、15 条、16 条、17 条、21 条、25 条、事務取扱要領第 12 条）

- 5 機構は、助成の決定、進捗状況報告、事業完了報告、助成金額の確定及び助成事業の監査などのために、必要な調査又は監査などを行います。この調査又は監査などについて、助成対象者が特別の理由なく、対応を怠った場合は、助成の決定を取り消すことがあります。

事業完了報告等

（助成要綱第 16 条）

- 6 助成対象者は、助成事業の完了した日から起算して 1 月を経過する日又は助成事業実施事業年度の翌事業年度 4 月 30 日のいずれか早い日までに、助成事業完了報告書及び機構が別に定める自己評価書など、機構が指定する書類を提出する必要があります。

経理区分等

（助成要綱第 18 条）

- 7 助成対象者は助成事業に係る経理については、専用の普通預金口座を設け、他の経理と明確に区分し、所要の帳簿類、助成事業で生じる収入及び支出についての証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成金精算調書を備える必要があります。また、これらの帳簿類などは、事業完了後 7 年間保管する必要があります。

助成事業の表示等

（助成要綱第 23 条）

- 8 助成対象者は、助成事業の結果又は経過の全部若しくは一部について、WEB や書籍などに掲載し、若しくはその成果物を配布又は販売するときは、助成事業の成果である旨を明記する必要があります。また、その成果物を機構に届け出る必要があります。

助成の決定の取消し・取消した者への応募停止等

(助成要綱第 25 条、26 条)

9 機構は、助成対象者が助成要綱第 25 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全部又は一部の助成の決定を取り消すことがあります。

また、助成の決定を取り消したときは、助成を取り消した年度の翌年度以降 5 年間、助成の決定を取り消した者からの助成の要望を受け付けないものとします。

助成金の返還

(助成要綱第 27 条、事務取扱要領第 14 条)

10 助成対象者は、助成の決定の取消しなどにより、機構から既に交付されている助成金の全部又は一部の返還を求められたときは、機構が指定した期日までに、機構の指定する取引銀行口座に払い込む方法により返還する必要があります。

加算金及び延滞金

(助成要綱第 28 条、事務取扱要領第 14 条)

11 助成対象者は、助成の決定の取消しを受け、機構から助成金の返還を求められたときは、当該返還金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を機構に支払う必要があります。

また、助成対象者は、返還を求められた助成金を機構が指定した期日までに支払わなかったときは、当該返還金の額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を機構に支払う必要があります。

罰則

(補助金適正化法第 29 条)

12 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合、5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金が課される場合があります。

連絡方法

(WAM 助成連絡システム利用規約)

13 助成対象者は、事務の効率化や情報セキュリティの観点から、WAM 助成連絡システム（以下「システム」という。）を利用する必要があります。自己の ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、適正にシステムを利用するものとします。

また、ID の有効期間は原則として助成事業実施年度から 3 年とし、その他機構の判断により ID の使用を停止することができるものとします。

その他

14 社会福祉振興助成金要望書を含め、機構に対して行った申請及び報告について、虚偽あるいは著しい不実内容と判断された場合には、厳しく対処させていただきます。

本書記載内容について確認し、了解したことを表明します。

年 月 日

団体住所

団体名称

上記代表者署名

実印